

津市社会福祉事務所老人ホーム入所等判定委員会設置要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 1 0 5 号

改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日訓第 2 8 号

(設置)

第 1 条 老人ホームの入所等措置の適正な処理を図るため、津市社会福祉事務所
所に津市社会福祉事務所老人ホーム入所等判定委員会（以下「委員会」とい
う。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、社会福祉事務所長の諮問に応じ、次に掲げる事項の審査を
行う。

- (1) 老人ホームへの入所等措置の要否の判定
- (2) 老人ホーム入所者のうち、入所要件非適合者の判定

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉事務所長が委嘱し、又
は任命する。

- (1) 医師（内科医 1 人及び精神科医 1 人）
- (2) 津保健所長
- (3) 老人福祉施設長（2 人）
- (4) 高齢福祉課長

(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠
けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
(持回り審査等)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集する暇がないと認めるときは、委員会の会議に付議すべき事案（以下「事案」という。）について持ち回りにより審査させることができる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、事案に関係のある職員に対し、委員会の会議に出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第28号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。